

<p>希望箇所 【第2希望】</p>	<p>希望する広告パネル掲示箇所番号に○を入れて下さい。 A 1・A 2・A 3・A 4・A 5・A 6（北面・東側からA 1～A 6） B 1・B 2・B 3（南面・管理室真下東側からB 1～B 3） C 1・C 2・C 3（南面・管理室東隣C 1、南面・東端C 2、 南面・西端C 3）</p> <p>希望枚数と希望期間を記入してください。 《A 1～A 6》 @ 3,700 円×.....(月数) ×枚 《B 1～B 3》 @ 3,100 円×.....(月数) ×枚 《C 1～C 3》 @ 3,300 円×.....(月数) ×枚</p> <p style="text-align: right;">.....計.....円</p>
<p>広告パネル掲示希望日</p>	<p>年 月 日 から 年 月 日 まで</p>
<p>パネルの材質等</p>	<p>厚み ミリ 材質</p> <p>(詳細は別紙パネル図面に記載)</p>
<p>誓約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市記念公園ベイコム総合体育館広告主募集要項の記載内容について遵守します。 ・尼崎市の広告関係規程を遵守します。 ・法人税、消費税、地方消費税、事業所の所在する自治体の市税、水道料金及び下水道料金等を滞納していません。 ・尼崎市が市税等の納付状況を確認することに同意します。 ・.....(第三者の広告掲載を行う場合は、第三者も含む)は尼崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者と一切の関わりがありません。

(提出書類)

- 尼崎市記念公園ベイコム総合体育館広告パネル掲示申込書（様式1）
- 掲示する広告パネル図面
（仕様・寸法・デザイン・文言等ができるだけ分かるもの。様式は問いません）
- 法人の場合、法人概要書（会社概要書、会社案内のパンフレット等）
- 団体の場合、活動内容が分かる資料（活動記録、会則等）
- 個人の場合、本人が確認できるもののコピー（免許証、パスポート、保険証等）

(様式2)

年 月 日

尼崎市記念公園ベイコム総合体育館広告パネル掲示審査結果

申込者

様

尼崎市長 松本 眞

年 月 日付けで申し込みのあった尼崎市記念公園ベイコム総合体育館広告パネル
掲示について、内容等審査した結果は、次のとおりです。

広告パネル掲示箇所	
審査結果	可 ・ 不可
広告パネル掲示予定日	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

以 上

【問合せ先】

尼崎市 都市整備局 土木部 公園維持課

尼崎市東七松町1-23-1

TEL 06-6489-6531

FAX 06-6488-8883

ama-kouen@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市記念公園ベイコム総合体育館広告パネル掲示に関する協定書

年 月 日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 松本 眞

(乙) 尼崎市〇〇〇町〇丁目〇番〇号

代表者 〇〇 〇〇

尼崎市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が設置する記念公園に所在するベイコム総合体育館メインアリーナ内指定箇所に掲示する広告に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、ベイコム総合体育館メインアリーナ内指定箇所に広告の掲示を募集し、市有施設の有効活用により新たな財源を確保し、施設運営の安定化を図ることを目的とする。

(広告掲示)

第2条 甲は、乙に対して、ベイコム総合体育館メインアリーナ内指定箇所において広告パネルの掲示を承認する。

2 ベイコム総合体育館メインアリーナ内指定箇所とは、広告パネル枠.....を指す。

(協定有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定書締結日から 年 月 日までとする。ただし、協定有効期間満了後、最長5年間（最初の掲示期間12カ月含む）まで自動継続更新することができる。

(広告料)

第4条 乙は、広告料として_____円を甲が指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納付する。

広告パネル掲示期間	納期限	納入金額
年 月 日～ 年 月 日までの広告料として	年 月 日	_____円

(広告パネルの掲示等)

第5条 乙は、ベイコム総合体育館メインアリーナ指定箇所に広告パネルを掲示するときは、尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準並びに関連法令を遵守するとともに、事前に甲と協議し、承認を得るものとする。

2 広告パネルの作成、掲示、撤去及び原状回復に係る経費は、乙の負担とする。

- 3 乙は、広告パネルの掲示について、ベイコム総合体育館の公共性、美観及び市民や利用者等への影響に配慮しなければならない。
- 4 乙は、広告パネルを変更するときは、事前に甲と協議し、承認を得るものとする。
- 5 乙は、広告パネルの掲示、撤去及び原状回復にあたっては、落下及び破損等により、市民や利用者等に危険を生じさせないようにしなければならない。
- 6 乙は、広告パネルが毀損及び汚損、紛失等したときは、乙の負担により復旧等の最適な措置を取らなければならない。
- 7 本協定有効期間が終了したとき、または本協定を解除したときは、乙は自己負担により広告パネルを撤去し原状に回復するものとする。ただし、引続き、乙が広告パネルを掲示する場合はこの限りでない。
- 8 甲は、乙に対して、本条の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

(重要な事情変更等)

第6条 甲及び乙は、第1条記載の目的に鑑み、重要な事情変更が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知の上、双方誠実に協議し、解決を図る。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、本協定により広告を掲示する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。また使用及び収益を目的とする権利を設定し又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないことにより、相手方に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決するものとする。
- (2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決するものとする。
- (3) 本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本協定を解除できる。

- (1) 乙が本協定に定める義務を履行しなかったとき。
- (2) 法令に違反し、又は正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (3) 本協定の内容の履行に関し、乙に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 乙が、破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 尼崎市記念公園ベイコム総合体育館広告主募集要項に定める募集条件に該当しなくなったとき。
- (7) 第10条の規定によらないで、乙が本協定の解除を申し出たときで、甲が本協定の解除が相当で

あると認めるとき。

- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、乙との協議のうえ本協定を解除することができる。
- 3 本条の規定により本協定が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由があるときは、甲は納付済の広告料を乙に返還しない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本協定を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(定めのない事項等)

第11条 本協定に定めのない事項について、又は本協定の定め疑義が生じたとき、若しくは本協定に関して紛争が生じたときは、法令、尼崎市契約規則及び関連規定に従うとともに、甲及び乙は誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本協定に関して紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自1通を保有する。